



損益計算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度
経常収益	1,782,354	1,873,938
資金運用収益	1,451,726	1,479,719
貸出金利息	946,280	993,462
預け金利息	105,401	90,644
有価証券利息配当金	388,638	384,206
その他の受入利息	11,406	11,406
役務取引等収益	115,852	117,512
受入為替手数料	59,197	59,448
その他の役務収益	56,655	58,064
その他業務収益	200,045	125,809
国債等債券売却益	178,403	99,050
国債等債券償還益	34	38
その他の業務収益	21,608	26,721
その他経常収益	14,729	150,897
償却債権取立益	4,334	4,040
株式等売却益	7,151	142,861
その他の経常収益	3,243	3,994
経常費用	1,317,760	1,579,950
資金調達費用	119,257	111,971
預金利息	111,604	104,036
給付補填備金繰入額	2,677	2,976
譲渡性預金利息	3,341	3,219
その他の支払利息	1,633	1,738
役務取引等費用	95,066	107,533
支払為替手数料	21,472	21,621
その他の役務費用	73,593	85,911
その他業務費用	938	188
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	241	—
その他の業務費用	696	188
経費	1,048,749	1,082,729
人件費	615,090	621,323
物件費	420,941	449,484
税金	12,717	11,921
その他経常費用	53,748	277,527
貸倒引当金繰入額	44,576	261,525
貸出金償却	76	—
株式等売却損	201	—
その他資産償却	189	—
その他の経常費用	8,704	16,001
経常利益	464,593	293,988
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	1,130	32,560
固定資産処分損	1,130	32,560
税引前当期純利益	463,462	261,428
法人税、住民税及び事業税	73,798	31,479
法人税等調整額	55,456	61,613
法人税等合計	129,255	93,092
当期純利益	334,207	168,335
繰越金	67,282	69,491
当期末処分剰余金	401,489	237,827

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 子会社との取引による収益総額 一 千円
 子会社との取引による費用総額 51,014 千円
 3. 出資 1 口当たりの当期純利益金額 234円88銭

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	平成29年度	平成30年度
当期末処分剰余金	401,489,924	237,827,858
積立金取崩額	—	—
法定準備金限度超過取崩額	—	—
剰余金処分額	331,998,021	179,937,252
利益準備金	7,885,000	5,609,500
普通出資に対する配当金	(年4%) 14,113,021	(年4%) 14,327,752
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
役員賞与金	—	—
特別積立金	310,000,000	160,000,000
(うち経営安定積立金)	(40,000,000)	(20,000,000)
繰越金	69,491,903	57,890,606

平成29年度及び平成30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人銀河の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月14日

理事長 廣上光義

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書	
令和元年6月17日	
北空知信用金庫 理事長 御中	
監査法人 銀河	
代表社員 業務執行社員 公認会計士 上 洋司	
代表社員 業務執行社員 公認会計士 谷口 稚子	
<p>当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、北空知信用金庫の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。</p> <p>計算書類等に対する経営者の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。</p> <p>監査人の責任 当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその採用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。</p> <p>当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手しと判断している。</p> <p>監査意見 当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>利害関係 金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。</p>	
以 上	